

# 議会運営委員会会議録

(平成29年5月30日)

栄町議会

# 議 会 運 営 委 員 会

## 議 事 日 程

平成29年5月30日（火曜日）

午後1時30分開会

事 件 （1）平成29年第2回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案等 15件

人事案件 5件

新規条例 1件

条例の一部改正 3件

補正予算 3件

専決処分の承認 2件

報告 1件

（2）諸般の報告について

1. 現金出納の検査結果報告 3件

2. 議員派遣報告 1件

（3）一般質問について 通告者5名

（4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（5）その他、議会運営に関すること

出席委員（6名）

委員長 大澤 義和 君  
委員 戸田 栄子 君  
委員 大野 徹夫 君

副委員長 松島 一夫 君  
委員 高萩 初枝 君  
委員 橋本 浩 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 金島 秀夫 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君

出席議会事務局

事務局長 鈴木 正巳 君

書記 野平 薫 君

## ◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

---

## ◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 本日は、平成29年第2回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆さま並びに議長、副議長、また、執行部から古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（大野 博君） 皆さんこんにちは。第2回の6月の定例会、ご苦労さまでございます。町長提出議案が15件、その中に人事案件が5件入っています。よろしくご審議の程をお願い申し上げます。急にここで暑くなってきましたので、皆さん、体調は十分管理して壊さないようにこの議会に臨んでいただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

---

## ◎ 審 議

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、6月6日の火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が15件、その内訳といたしまして、諮問を含めた人事案件5件、専決処分の承認が2件、新規条例1件、条例の一部改正が3件、補正予算3件、報告が1件となっています。

また、一般質問通告は5名となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに町長提出議案等15件について、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは、私より、平成29年第2回栄町議会定例会への提出予定議案等につきましてその概要をご説明申し上げます。

まず、ただいま委員長からもありましたように町からの提出予定議案等につきましては、諮問が1件、報告が1件、議案13件の合計15件となります。それでは順を追ってご説明いたします。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の現委員の吉岡浩氏の任期満了に伴い、同委員を再度の候補者として法務大臣に推薦すべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なお、任期といたしましては、平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年でございます。

続きまして議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は税務課でございます。内容でございますが、平成29年3月31日に、栄町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は住民課でございます。内容でございますが、平成29年3月31日に、栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号、栄町監査委員の選任について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、識見を有する者のうちから選任された現監査委員の山本博久氏の任期満了に伴い、同委員を再任すべく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は平成29年7月1日から平成33年6月30日までの4年間でございます。

続きまして、議案第4号、栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の杉田秀樹氏の任期満了に伴い、同委員を再任すべく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期といたしましては、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年でございます。

続きまして、議案第5号、栄町教育委員会委員の任命について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の中島宣行氏の任期満了に伴い、同委員を再任すべく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期といたしましては、平成29年6月20日から平成30年6月19日までの1年間でございます。

続きまして、議案第6号、栄町教育委員会委員の任命について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の鈴木初子氏の任期満了に伴い、その後任の委員として弘海千鶴氏を選任すべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期といたしましては、平成29年6月20日から平成33年6月19日までの4年間でございます。

続きまして、議案第7号、栄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきましては、所管課は住民課でございます。内容でございますが、子育て支援充実のため、マイナンバーカードを活用した子育てワンストップサービスを導入し、新たに条例を制定するものでございます。なお、施行期日といたしましては公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第8号、栄町税条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は税

務課でございます。内容でございますが、地方税法の改正を踏まえ、個人住民税や軽自動車税に係る課税特例の適用期限の延長などについて規定の整備を行うとともに、「わがまち特例」が導入された固定資産について、課税標準の特例割合を定めるものでございます。なお、施行期日といたしましては、地方税法の改正同様、平成29年4月1日及び平成31年1月1日並びに都市緑地法の制定日とするものでございます。

続きまして、議案第9号、栄町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は税務課でございます。内容でございますが、地方税法の改正を踏まえ、「わがまち特例」が導入された固定資産について課税標準の特例割合を定めるとともに、規定の整備を行うものでございます。なお、施行期日といたしましては、地方税法の改正同様、平成29年4月1日及び都市緑地法の制定日とするものでございます。

続きまして、議案第10号、栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、子ども・子育て支援法施行規則が改正され、支給認定証が保護者の申請に基づく任意交付となったことを踏まえ、施設が行う支給認定の有無、小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等の確認方法について所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日といたしましては、改正後の施行規則及び基準府令がすでに施行されていることから、公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第11号から第13号までにつきましては、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度における3会計の補正予算について議会に提出するものでございます。所管課につきましては、財政課でございます。誠に申し訳ございませんが、補正予算案につきましては現在調製中でございます。したがって本日につきましては、現在調整している概要につきましてのご説明とさせていただきます。それでは、各会計別に説明させていただきます。

初めに、議案第11号、平成29年度栄町一般会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億500万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第12号、平成29年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約70万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第13号、平成29年度栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約20万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、所管課は財政課でございます。内容でございますが、平成28年度栄町一般会計補正予算（第5号）第2条及び栄町一般会計

補正予算（第6号）第2条の繰越明許費について翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整したので、議会に報告するものでございます。

以上、町から提案させていただく議案等の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、何か質疑等あればお願いたします。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ただいまの説明の中で、議案第5号が任期1年であったと思いますが、間違いはないですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） はい、1年となっております。委員の改正時期をうまく調整するというので、一気に委員が辞めることのないように段階的に再任していくというような形で、今回は1年の任期のかたと4年の任期のかたがいるということになります。よろしくお願いたします。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 当然なんでしょうけれど、その地方教育行政の組織及び運営に関する法で教育委員の任期というのは決まっていなかったんですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 4年となっておりますけれども、特別の事情で、1年から4年の範囲で定めること、これが新たに任命される委員の任期の特例第4条の規定によりまして、「施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定める」ということになっておりますので、今回、中島氏につきましては1年、新たに選任されるかたについては4年ということにさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） それは、この間改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法でそういうふうになったということですね。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） そのとおりでございます。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） わかりました。

○委員長（大澤義和君） ほかにございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） それでは質疑はないようですので、ここでお諮りしますが、諮問第1号並びに議案第3号から議案第6号は、いわゆる人事案件でございますので、先例により初日の6日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、諮問第1号並びに議案第3号から議案第6号は、初日の6日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

次に、議案第7号は新規条例ですので、教育民生常任委員会に付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、議案第7号は、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明願います。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告書といたしまして、平成29年3月期分から5月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に、議員派遣報告ですが、平成29年2月28日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、5名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、野田議員、高萩議員、早川議員、戸田議員、松島議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） 一般質問については、事務局長の説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長よりご説明をお願いいたします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、はじめに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。案はつけてはございませんが、現時点では案ということでご理解い



ただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

初めに、会期といたしましては、6月6日火曜日、10時に招集されまして、翌週、16日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日6日は午前10時から町長提出議案の提案理由の説明となります。なお、先程決定いたしました人事案件につきましては、採決までお願いいたします。そして、本会議終了後ですけれども、教育民生常任委員会を開催していただき、新規条例の議案第7号の審査をお願いいたします。その後、6月7日から議案調査のための休会に入りまして、週明けて一般質問を15日木曜日に4名、そして、最終日16日に午前10時から一般質問1名行いまして、その後、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第3号までを作成しております。まず、初日、6日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的には、先程申し上げました町長提出議案の提案理由の説明になります。なお、先程ありました諮問第1号と議案第3号から議案第6号までの人事案件については、採決までお願いいたします。次に、日程第11、議案第7号につきましては、提案理由の説明の後、総括質疑を行っていただいて教育民生常任委員会への付託となります。次に、15日、第2号につきましては、一般質問の日程となります。そして最終日、16日の第3号は一般質問1名と町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、11番、高萩議員、12番、戸田議員にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程については、ただいまの説明のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 最終日ですけれど、16日、昼をはさまなくて午後からで終わりそうな気がするんですけど、いかがなものでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 一般質問1名、あと採決となるわけですけども。

ところで局長、終わったあと、執行部との懇親会はありますか。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） ございます。

○委員長（大澤義和君） どうですか、委員の皆さん。1時30分一般質問、2時30分。局長、3時間あれば採決のほう終わりそうですか。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 過去、5年間、こういった形で一般質問5名のパターンと、9名のパターンを調査いたしましたところ、ほとんどの場合が午前10時から行っておりまし

て。ただ、その中には発議案ですとか安保法制の関係の賛成、反対討論ですとか、そういった形で結局のところは午前中では終了しませんでした。ただ、今回はこれあくまでも事務局案としてあれいたしましたけれども、議案が最終日、全部で9件ございまして、専決処分の報告が2件、新規条例が1件、条例の一部改正3件と補正予算が3件というようなことで、一般質問で確実にこれを1時間みた場合、休憩をはさんで11時10分から再開した場合、午前中ということで、これあくまでも事務局案として提示させていただいただけでございますので。一応、そのようなことでの日程案でございます。

以上です。

○委員長（大澤義和君） どうですか、委員の皆さまは。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今の鈴木事務局長の説明を聞いていると、もしかしたらこれで午前中で終わっちゃうんじゃないかなと。昼12時ちょっと過ぎるまでぐらいで終わるんじゃないのかなということで組んだ、ということですよ。そうすると午後はまるっきり空きますよということですね。

○委員長（大澤義和君） ほかの皆さん、どうですか。時間が十分に間に合えば午後いっぱいにはやっちゃったほうが議会としては。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今の鈴木事務局長の説明だと、とにかく2時間ちょっとくらいでいっちゃうだろうということは、午後1時30分からで十分、夕方までに終わっちゃいますよということですよ。どっち取るかということなんですね。

○委員長（大澤義和君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 午後にした場合に、時間が早くなった場合にその後のあれはだいたい5時、6時、5時30分からとかって、逆にその間の時間とかあるから、お仕事されているかたは逆に午前中に議会やって、午後はお仕事されていいわけだからして、5時30分なら5時30分に懇親会ということの参加ということのほうが、逆にきりがいいというか仕事しやすいんじゃないかと思います。かえって中途半端になってしまうんじゃない。午前中、ばっちり仕事できるという。午後やれば午前中は。両方、どっちとも言えない。

○委員長（大澤義和君） ほかの委員の皆さん、何かございませんか。橋本委員。

○委員（橋本 浩君） それだったら、元からの10時からで別段、問題ないんじゃないかと思えますけれど。

○委員長（大澤義和君） よろしいですか、局長案でいきますので、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） それでは、日程についてはこの会期の予定どおりといたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、その他ですが何かございますか。初めに、事務局長何かございますか。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、その他ということで、3点ほどございまして、このあと開催されます全員協議会のほうで、再度ご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、クールビズでございます。5月1日から10月31日までの間、男性職員については会議や出張などネクタイ着用が必要な場合を除き、ノーネクタイとしております。議会も執行部と同様に本会議において、クールビズの服装ということで、この6月議会、また9月議会というようなことでよろしくお願ひしたいと思っております。

次に2点目ですが、今回、6月定例議会ですので、議会と執行部による慣例の懇親会があります。最終日16日の金曜日5時30分から金田屋にて行いますので、ご参加のほどよろしくお願ひいたします。

次に、3点目ですが、3月の全員協議会において保留と申しますか、執行部と協議・調整を図る時間をいただいておりました9月議会の決算認定の件について、このあと開催されます全員協議会において、協議結果及び詳細等についてご報告させていただきたいと思っております。

なお、全員協議会の執行部からの案件ですが、11件の議事が出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がございました3点につきましては、このあと開催されます全員協議会において、再度説明があるそうですので、何かご質問等ありましたら、協議会の席でお願ひいたします。

その他につきましては、委員の皆さん何かございますか。

[「なし」という声あり]

---

## ◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） それでは、ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後1時56分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成29年6月15日

議会運営委員会委員長 大澤 義和